第63号
昭和37年（1962）
2月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）2151番

広報とちお

栃尾市の人口（1月末日現在）	
世帯数	7.450
人口	38.018人
男	18.362人
女	19.656人

今月の市税
◁国民健康保険税　2月分
◁固定資産税　第4期分
◁都市計画税　第4期分
◁軽自動車税　随時分
納期　2月28日

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行（定価一部2円）

第十二回 市議会定例会 終る

昭和三十五年度決算など可決

◇……昨年十二月二十五日招集され、休会中であつた第十二回市議会定例会が、さる一月十二日再開（本会議第二日目）され、各常任委員会に付託されていた議案　請願、陳情など慎重に審議され、会期三日間を残して十二日閉会しました……◇

この日審議された議案は八件、うち本会議第一日目に上程され、各常任委員会に付託されていた議案七件とこの日上程された議案一件であります。

可決された主な議案は、昭和三十五年度の決算認定と七千百十七万円にのぼる昭和三十六年度の一般会計追加更正予算などそれぞれ次のとおり可決されました。

なお、このほか、請願、陳情の審議と一般質問がありました。

▽昭和三十五年度決算認定について＝認定　▽議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について＝原案可決　▽特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について＝原案可決　▽市営住宅管理条例の改正について＝原案可決　▽昭和三十六年度一般会計歳入歳出追加更正予算について＝原案可決　△昭和三十六年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算について＝原案可決　▽昭和三十六年度上水道特別会計歳入歳出追加更予算について＝原案可決　▽昭和三十六年度ガス事業特別会計歳出更正予算について＝原案可決　▽予算外義務負担について＝原案可決

決算認定さる

昭和三十五年度の決算が認定されました。

そのうち、一般会計を見ますと、予算現額は、二億八千九百七十七万三千六百円であり、このうち支出額は、二億七千二十一万四千七百四十円で歳入歳出差引残金一千八百九十八万七千二百十四円が昭和三十六年度への繰越額となつております。

詳細は次号にてお知らせする予定であります。

一般会計予算を追加更正

現計予算 四億一九八〇万円となる

追加更正予算額は、七千百十七万二千六百円の増額であり、現計予算は、四億一千九百八十七万五千九百円となりました。

歳出

各款を通じて人件費（報酬、職員給、諸手当等）を追加計上しました。これは人事院勧告に基づく職員（一般職、特別職）の給与改定の必要額であつて、三百五万円を見込みました。

①議会費＝百七万五百円の追加、報酬給与改定によるほかは旅費の追加三十六万円など

②市役所費＝三百二十二万二千円の追加、給与改定によるほか、自動車修繕料二十万円職員互助会補助金七十八万四千円、退職金九十一万五千円など

③消防費＝八万円の追加

④土木費＝道路橋梁費二十万円の追加、災害土木費五千五百九十三万八千円の追加、この主なものは道路災害復旧費（天下島道路外九ヵ所）四百二十三万一千円、橋梁災害復旧費（市の橋外五ヵ所）四百五十六万九千円、河川災害復旧費（入塩川護岸復旧外二十六ヵ所）四千六百四十八万八千円など

⑤教育費＝百二十八万六千七百円の追加、給与改定によるほか、教育課程改訂による追加二十七万円、栃尾中食品倉庫設置費十四万円など

⑥社会及び労働施設費＝四百二十二万二千円の追加、保護基準の引上げに伴い生活保護費三百五十七万三千円、児童福祉費九十三万二千円などの追加

⑦保健衛生費＝十六万三千円の追加

⑧産業経済費＝三百八十万三千百円の追加、この主なものは蚕業振興費五十五万四千九百円、農林災害関係対策費二百九十四万六千円の追加など

⑨財産費＝二十八万円の追加

これは使用不能になつた来伝小学校々舎取崩し費二十五万円など

㉑公債費＝償還金五十五万一千円の追加

⑬諸支出金＝二十三万五千六百円の追加、この主なものは雪害対策費十八万五千円など

歳入

②地方交付税＝四百二十九万三千円（増収見込分）④分担金及び負担金＝一万四千三百円⑥国庫支出金＝四千六百五十八万九千七百円⑦県支出金＝四十五万六千百二十円⑧寄附金＝九万五千円⑨繰越金＝二百十五万七千四百八十円⑩雑収入＝二十六万七千円⑪市債＝一千六百三十万円⑫繰入金＝百万円

〔除雪作業中のブルトーザー〕

ブルトーザーによる除雪にご協力を

市では、ことしもブルトーザーによる除雪を行なつています。現在は、主として市街地道路を行なつておりますが天候を見計らつて市街地外の主要道路も順次行ないます。この目的は、交通の便をよくして人の通行、物資の輸送をできるだけスムースにしたいということが主な目的であります。

ブルトーザーが除雪をして通ると一時は交通に不便をきたしたり、家の玄関口に雪が積つたりしてごめいわくをおかけいたしますが、ご理解いただきましてご協力くださるようお願いいたします。

なお、ブルトーザーの作業中、そこを通行中の人およびブルトーザー付近で子供さんをおもちのかたは充分注意されるようお願いいたします。

国民年金問答

事故があつた場合に年金がつきますか？

「問」ことしから国民年金のかけ金をした人について事故があつた場合には年金がつくと聞いていますが本当でしょうか。

「答」障害年金と母子年金の場合を例にとつて説明しましょう。

障害年金の場合　かけ金の障害年金がはじめてでるのは昭和三十七年五月からです。いまかりに昭和三十七年五月中に、加入者が交通事故で歩くことができないようなケガをし、昭和三十六年四月から昭和三十七年三月までの一年間のかけ金が、ケガをした日の前日までに全部おさまつているとしますと、年額二万四千円の障害年金がつき、そのケガが両足とも動かせられないような大ケガであれば六千円の加算があつて年額三万円の障害年金が、昭和三十七年六月分からでることになります。

母子年金の場合　昭和三十七年五月中に、夫に死別して小学校に通つている子供が二人いるとしますと、かけ金がしてあれば年額一万九千二百円に、二人目の子供についての加算額四千八百円を加えた合計二万四千円の母子年金が、昭和三十七年六月分からでることになります。また、その一年間のかけ金が免除されているか、免除された月とおさめた月とで、すつかりうずまつておれば、年額一万二千円に二人目の子供についての加算額二千四百円を加えてあわせて年額一万四千四百円の母子福祉年金がでることになります。しかし、免除の手続きもせず、その一年間のかけ金のうち全部または一部がおさまつていないと、かけ金の母子年金も母子福祉年金もでません。

（厚生課年金係）

成人の皆さんへ

国民年金の加入届を お忘れなく

満二十才に達したかたは、国民年金法の定めるところにより、その日から二十日以内に住所地の市町村役場に国民年金の加入届出（被保険者資格取得届）をしなければならないことになつております。

昭和十六年四月二日以後に生れたかたで、すでに満二十才になられたかたのうち、次に該当されるかたを除いては、すべて国民年金の加入者（被保険者）とならなければなりません。国民年金への加入は義務づけられており、加入しなくても随意であるというものでは決してなく、必ず加入していただかなければなりません。まだ、加入の手続きがすんでいないかたは、印かんをご持参のうえ厚生課の係までお出でください。

また、本人が現在出稼中などで一時的に家を離れているときは世帯主から届出てください。

保険料は満二十才に達した月から三十四才までは月百円三十五才から六十才までは月百五十円となつております。

◎国民年金へ加入できないかたは、厚生年金保険や各種の共済組合の被保険者や組合員であるものです。

請求書について お願い

市役所へ請求書を出されるときは、その月の二十五日までに市役所へお届け願います。

二十五日以後に届けられた場合は翌月に支払いさせていただきますから、ご了承願います。

入学前の子ども

市学校教育課

ことしの入学児童は、昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの出生児童および昭和三十六年度就学猶予者です。

始めて一年に入ることは人生第二の誕生ともいわれます。入学までのしばらくの期間、おうちのかたがたは次のことに心がけて楽しく入学を迎えるようにしていただきたいと思います。

▽学校はよい所、楽しい所

子どもたちは、親の手もとをはなれ、温かい家庭からはなれて学校という違う社会に入るのです。したがつて子どもは子どもなりに小さな心をいためていることと思います

一面また、どんなに期待と希望をよせていることでしよう。

まちがつても「お前はばかだから、学校へなんか行かれない」とか「お前はいたずらだから先生が教えてくれない」なんていわないでください。子どもたちに不安な心を起こすことのないよう「学校は良い所だ。楽しい所だ。一日も早くお前たちが行くのを待つているよ」というふうに、子どもたちの心にはりあいと希望を持たせるように心がけてほしいと思います。

▽自分のことは自分で

今までなにかと親がそばにいて世話をしていたのが、こんどは親の手をはなれて学校、学級という集団生活に入るのです。身のまわりのかんたんなしまつや、用便などはなるべく手数がかからぬように心がけて教えてやつてください。今まで親にたよりすぎていた子どももできるだけ自主独立の気持を養うようにしていただきたいと思います。

▽じようぶなからだで

なによりもたいせつなことはからだがじようぶなことです。簡単になおせる病気は、今のうちに早く治療してもらつておきましよう。

また、各学校ごとに簡単なテストを行ない、子どもたちが就学にたえるかどうかを調べることになつております。これは一応の参考にするだけであつてなにも入学試験みたいに心配することはありませんから気らくにうけさせてください。学校によつては、もう終つている所もあると思います。

▽入学通知書の配布

新入学児童の入学通知書を近く皆さんのお手もとにお届けいたしますから、期日をまちがえず、楽しい入学式を迎えるよう心がけてください。

農家の皆さん

農林業近代化資金など融資が受けられます

農業の振興を図るためにいままでは、補助金制度で農業の近代化が進められておりましたが最近、国と県では、利子補給の措置がとられ、補助事業を融資事業に切りかえて行なつております。そこで農家の皆さんが農業経営の安定と生産力の増強を図るために次の融資が受けられますので利用していただきたいと思います。

①農業改良資金　②農林漁業資金　③農林漁業近代化資金

以上のような融資が受けられます。希望されるかたは、農業協同組合又は市役所産業課に相談してください。

なお、農業近代化資金の借入限度は次表のとおりであります。

借受者			借受限度
農業を営む者の場合	個人の場合	一般	100万円
		特に必要と認められる場合	200万円
	農業法人などの協業の場合		1000万円
農業協同組合などの共同利用施設の場合			1000万円 特に農林大臣が認めたときはその額

なお、資金の種類、償還期限、据置期限、利率等は次号でお知らせいたします。

新築住宅保存登記の登録税が軽減される

昭和三十二年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に新築または増築した住宅専用の家屋で、その間に保存登記を受けるものに限り租税特別措置法により登記の登録税が軽減されるようになつております。

右に該当し、登記を必要とする向きは、その家屋の「建築物確認申請書」を持参の上代書人または登記所等へご相談くださるようお知らせします。

一、軽減される家屋の範囲

前述の期間内に建てられたもので、もつぱら住宅の用に供される家屋で、床面積が五十坪（当該家屋が二以上の世帯の用に供される構造のものである場合は、各世帯の用に供される部分の床面積がいずれも三十坪）以上であり、かつ、主として賃貸される家屋にあつては、賃貸料が坪当り月額千円以下であるもの

二、登録税の軽減率

新築家屋の価格または増築により増加した床面積の部分の価格に対し「千分の六」の登録税が「千分の一」に軽減される。

（税務課）

米寿者を表彰

ことしの該当者20人

毎年行なつてまいりました八十八才になられたかたがたの表彰がことしも行なわれました。ことしは次の二十名のかたがたで、市長から表彰状と記念品（木盃）がそれぞれおくられました。

ことしの該当者は、明治八年一月一日から同年十二月三十一日までに生れたかたです。

氏名		世帯主	住所
永橋	チイ	裟雄	一之渡戸
矢沢	ナカ	徳治	新町
佐藤	トメ	藤吉	土々町
金内	スイ	チョノ	岩神
星	クマ	峯吾	大野
板倉	ミツ	イツ	上谷内
土田	キイ	藤作	上谷内
島	与三二	与六	土ヶ谷
飯浜	林蔵	一雄	二ツ郷屋
佐藤	リヤ	熊吉	入塩川
諸橋	亀之丞	本人	上来伝
大崎	喜之蔵	平作	吹谷
多田	栄吉	本人	田之口
多田	イマ	熊次郎	田之口
諏佐	嘉平二	本人	新山
平沢	クメ	虎松	半蔵金
佐藤	リヤ	徳吉	旭町
姉崎	トラ	長蔵	東町
酒井	ナカ	良雄	金町
林	与吉	直栄	西中野俣

小児マヒとワクチン

小児マヒ（ポリオ）は、正しくは急性灰白髄炎と呼び、背髄の灰白質をおかし、しばしば四肢のマヒを起す疾患で乳幼児に多いため、小児マヒと呼ばれています

原因は、ウイルス（普通の顕微鏡では見えない細かい病原菌）で強い感染力をもつています

ウイルスは糞便が媒介するといわれておりますが、たいていの人はみな一度はポリオにかかり普通のカゼのようにすんでしまうことが多いのです。

人によつては四肢のマヒを主とする後遺症が残り、不具のようになることで人びとから恐れられておりました。そして他の伝染病のように予防接種が発見されておらず、そのことがさらに小児マヒの恐れられた原因でもあります。それが一九五三年アメリカのソーク博士が死菌ワクチンを発見し、ソークワクチンの名で予防接種されることになりました。その後、やはりアメリカのセービン博士が生菌ワクチンを発見し数年の実験を経て実用の段階に入つたものです

小児マヒ予防

生ワクチン投与

生後三カ月～小学六年生を対象

昨年の夏、九州方面に小児マヒの異常流行があり緊急措置として大量の生ワクチンがソ連とカナダから輸入され、未就学児童を主に一千三百万人に投与されました。その結果、流行がかなり阻止されたと統計がでております。

ことしは更に合理的な方法で、対象者も範囲を広げて投与することになり、生後三カ月から小学校六年生までを対象に、三月と五月の二回に投与します。

ワクチンは全部カナダ製の液状ワクチンで飲めばよいのです。

会場や日時は決定しだいお知らせいたしますが、小学校単位に（分校は除く）行う予定です。

経費は無料となる予定であります。また会場には必ず医師がおりますので健康と投与の関係も相談できるようになつております。昨年の経験からほとんど副作用などがないことがわかりましたので、楽な気持で受けられるよう望んでおります。

また、ソークワクチンは法的にも義務であり、免疫のあたえかたが生ワクチンと違いますので、法的対象者は、ソークワクチンの方もお忘れなく受けられるようお願いします。

生ワクチンの対象者は、昭和三十七年三月一日現在で、生後三カ月から小学校六年生までの者（ただし、ソークワクチン三回接種を受けて、しかも、昨年の夏、生ワクチン投与を受けた者は今回の投与を受ける必要はありません）

（栃尾保健所）

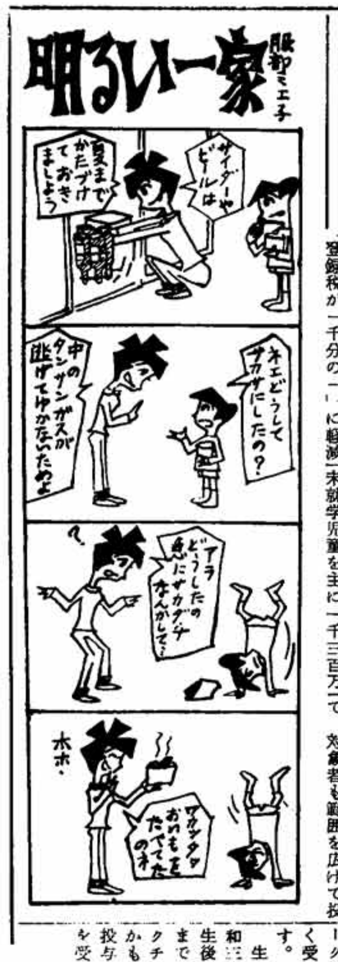
明るい一家
服部ミエ子
サイダーやビールは
夏までかたづけておきましょう
ネエどうしてサカサにしたの？
中のタンサンガスが逃げてゆかないためよ
？
アラどうしたの急にサカダチなんかして？
ホホ・
ワカッタワおれもをたててたのネ

たばこは市内で買いましょう

公民館だより

栃尾市公民館

十八才未満の青年は全員青年学級に入ろう

新年度の青年学級は、四月一日から開設になります。

青年学級は、勤労に従事し又は従事しようとする青年に対し、実際生活に必要な職業又は、家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させることを目的として、市議会と教育委員会の議決を経た上で、公民館が実施機関となつて開設するものであるが、農村部は入級する青年が多いのに比し中心部の町では栃尾中学校卒業生の一部しか入級していない現状であります。毎年四月になると大量の織物工員が栃尾町に就職し寄宿生活を送りながら青年学級なぞと、見向きもいたしませんが、今春卒業して泊込で就職する青年諸君は一人残らず入級して下さい。なお二、三年前から寄宿している青年諸君も是非共入級して下さい。入級申込は直接公民館か公民館分館に手続して下さい。特に中学校卒業後十八才未満の青年教育に重点を置いていますから十八才未満の青年は一人残らずお入り下さるよう公民館ではお待ちしています。特に十八才未満の子女を持つ親御さん、雇主の皆さん方には努めて入級するよう子女に対しおすすめ下さい。

成人式の服装は努めて簡素に

栃尾市第十三回成人式は、四月三日栃尾小学校で実施する予定で目下準備中ですが毎年参列者の服装が、新調派手になり、そのために服装を気に病み参列したがらない青年がありますので、今年の成人式参列者の服装は努めて簡素で、かびになつたり、他人に迷惑をかけないよう特に注意していただきたい。平常の服装で結構ですからあまり気をやまずに皆んなが参列できるように心掛けて下さい。

成人式は、市役所で住民登録の手続が済んでいないと受けられませんから早く手続して下さい。

新年俳句・短歌・川柳入選作品発表

（公民館選）

俳句の部

天　菅畑　西川澄是
み降りの温く初雪只一つ

地　水沢　杵渕みさほ
除夜の鐘柱時計をきりと巻く

人　蓬谷　渡辺石人
幾度も名のなき賀状手にとりぬ

秀作　水沢　杵渕みさほ
菅畑　西川澄是　上塩　藤田泰
佳作　水沢　杵渕みさほ
東中野俣　小林仙次　林K子
仲子町　丹栄方秀峰　平多
田吉弥

短歌の部

天　宮沢　金井トシ
はつかまどたきつつよそう元日の白き割烹着は目にしみにけり

地　二日町　大橋大助
三十年をつづけし日記なつかしみまた新しき一頁書く

人　宮沢　金井トシ
ま向いし守門の山も此の朝の光のなかにきわだちて居り

秀作　蓬谷　渡辺みつえ
新山　武藤一松　吉水　佐藤好美
佳作　宮沢　金井トシ　新山　武藤一松　西中野俣　林キク　三光　田辺靖雄

川柳の部

天　東中野俣　小林仙次
元旦の記事は明るい国にする

地　仲子町　渡辺秀峰
酔いさめて一年の計思い出し

人　東中野俣　小林仙次
三ヶ日過ぎて日記の書初めし

佳作　東町　大橋キイ子
東中野俣　小林仙次

入選された応募者は、早く栃尾市公民館から賞品を受取つて下さい。

公民館ニュース

◇二月二十日夜七時半から栃尾小学校で初心者民踊講習会を開催いたしますから始めて習いたいお方は多数御参加下さい。

◇栃尾地区連合婦人会と公民館共催にて毎週水曜日夜七時半から公民館を会場にして英語講座を開設いたしますから受講希望者は、公民館に御申込下さい。

◇市民スキー大会を二月十八日長峰市民スキー場で開催いたしますから市民の皆様多数御参加下さい。申込は公民館へ

◇二月六日織物組合を会場として、結婚合理化推進協議会を開催いたしますから市民多数御参加下さい。

◇二月二十二日栃尾地区婦人会活動実践体験発表会が婦人会と公民館共催で開催されます。会場は織物組合です。

冬期間の果樹の手入①

一昨年は天災の多かつた年で果樹にも多くの被害を加えた事と思います、果実の収穫は予想高より多少の減収があつたかと思いますが、果実収穫後の手入れは、もう完了されたことでしようか。明年度の生産にそなえて、冬期管理について述べてみたいと思います。

一　果実の収穫後は、元肥の施肥、深耕を実施し、越冬病虫害の防除をすること

当地のように積雪をみる地域においては、元肥を秋期にほどこすと、春先の雪溶け期に肥料が流されるきらいがあるから元肥施肥と同時に深耕を実施すればその心配はありません薬剤撒布については、冬期に入る前に、クロン加用石灰硫黄合剤を、樹にまんべんなく撒布するようにしていただきたい、まだ実施されていない農家は二月下旬か三月上旬に実施して戴きたい。薬剤撒布を実施しないと、春期果樹の萌芽と同時に多くの病虫害が発生するから注意してください。

二　冬期剪定（整枝剪定）を実施していただきたい。剪定には、夏期剪定と冬期剪定と区分されますが、その内の冬期剪定は樹の冬眠期間中にやるのが樹に対して悪影響がない。剪定は品種により、またその特性、性質により方法を異にするものでありますから、充分、注意して欲しい品種の特性にかなつたような整枝剪定を実施してください

時期は二月中が最適です。

三　棚架設を必要とする果樹には、棚の補強、剪定を実施し、棚面に雪が、たまらぬように降雪後　園内を巡視して欲しい。

四　幼木管理は秋期のうちにやつて欲しいもので、枝の折れないように杭でささえてやること、また主幹に、わらをまいて保護すれば被害は、まぬかれます。

（つづく）